

## 報告第3号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成29年6月8日

三朝町長 吉田秀光

## 専決第4号

### 専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月28日

三朝町長 吉田秀光

1 和解の相手方  
三朝町 個人

2 和解の要旨  
町は、損害賠償金65,988円を支払うものとする。

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日  
平成29年1月24日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字下谷

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が後退して方向転換する際、個人宅車庫の柱及び雨どいへ接触したものである。